平成２１年（フ）第６５０号
栃木県那須烏山市野上1173番地５
債務者　西田ヨシ子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　浩視
4　破産債権の届出期間　平成21年11月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年１月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１８６４３号
千葉県松戸市南花島１丁目17―８
債務者　本多　道明
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂野　達之
4　破産債権の届出期間　平成21年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年１月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６６９号
神奈川県座間市相模が丘６丁目31―29―509
債務者　長島　正宏
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　漆原　孝明
4　破産債権の届出期間　平成21年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３２３号
広島県東広島市西条中央１丁目７番４―302号エルダーコーポレス
債務者　禎田　　勝
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今田健太郎
4　破産債権の届出期間　平成21年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月15日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３０６号
神戸市垂水区塩屋町２丁目１番13号
債務者　益田　茂廣
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝崎　准一
4　破産債権の届出期間　平成21年11月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月20日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６０号
兵庫県川西市加茂６丁目108番地の３スペック株式会社
債務者　二石　俊三
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝本　行夫
4　破産債権の届出期間　平成21年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月14日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第５３９号
新潟市西区坂井東６丁目４番12号、前住所新潟市中央区有明大橋町７番３号
債務者　長谷川顕太郎
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　直樹
4　破産債権の届出期間　平成21年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月22日午前11時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１８号
鹿児島県霧島市福山町福山1301番地５
債務者　宇都　　静
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　稔
4　破産債権の届出期間　平成21年11月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月21日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１４２号
長野県上田市中之条1203番地70　県住Ａ２―202号
債務者　永本　良典
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　　薫
4　破産債権の届出期間　平成21年11月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月14日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第７０１４号
大阪府吹田市山田北15番１―403号、住民票上の住所埼玉県川越市砂新田５丁目33番地９武蔵野ハイツ３号棟202号室
債務者　重永　弘美
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木内　道祥
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３８８号
大阪市淀川区三津屋南３丁目16番19号　寿荘22号
債務者　先規美智子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　信二
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３９６号
大阪府高槻市栄町１丁目12番１号、前住所大阪府茨木市大池２丁目12番15号
債務者　角江　　修
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相沢　祐太
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４２３号
大阪市西成区北津守４丁目４番54号
債務者　坂元　勇二
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿多　博文
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６４０号
大阪府豊中市利倉西２丁目６番15―601号
債務者　深谷　君子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　真樹
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部